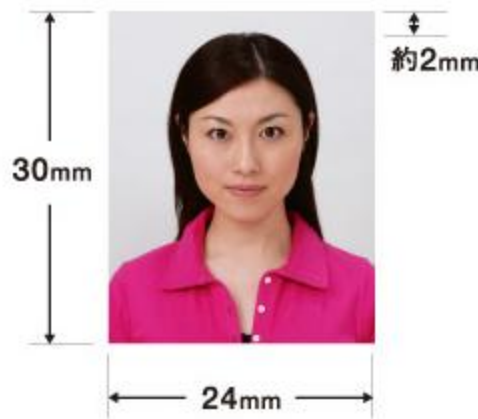


無線従事者免許証用の写真について

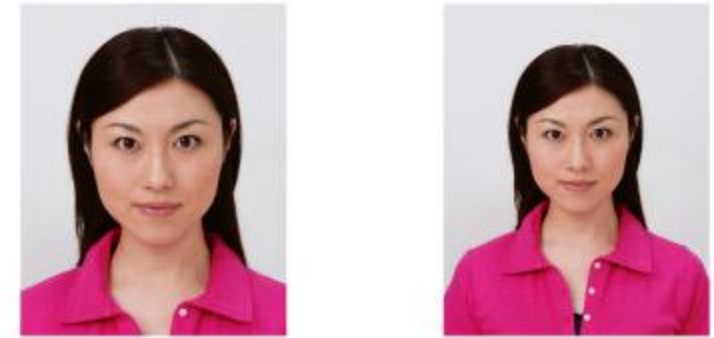
詳しくは、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む）へお問い合わせください。

無線従事者の免許、訂正、再交付の申請に使用する写真は、無線従事者規則により下記の大きさとなっていますので、以下の「適当な写真例」、「不適当な写真例」を参考に写真を提出してください。

適当な写真例



指定の大きさを満たし、容易に人物を特定できるもの



主な注意点

1. 申請者本人のみが撮影されたもの
2. 6ヶ月以内に撮影されたもの
3. 縁なしで各寸法を満たしたもの
4. 無帽で正面を向いたもの
5. 背景（影を含む）がないもの

不適当な写真例



額、頬などに過度のテカリがあるものについては、免許証の写真が変色する場合がありますため不適当です。



額に過度のテカリがあるもの
頬などに過度のテカリがあるもの

眼鏡のフレームが目にかかっているものやフレームが非常に太いものなどは不適当です。



眼鏡のフレームが目にかかっているもの
フレームが非常に太く目や顔を覆う面積が多いもの

撮影時に目をつぶっていたり、はっきりと開けていないものは不適当です。



目をつぶっているもの
目をはっきりと開けていないもの

撮影時にピントが合っていないかたり、手ぶれしてしまったために画像が不鮮明なものは不適当です。



ピンぼけにより不鮮明なもの
手ぶれにより不鮮明なもの

デジタル印刷の場合、ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ模様）、インクのにじみなどがみられるものは不適当です。



ドットやインクのにじみなどがあるもの
ジャギーがあるもの

画像ファイルの過剰な圧縮等が原因となってノイズ（画像の乱れ）が発生しているもの、変形やマスキング（縁取り）などの画像処理を施したものは不適当です。



ノイズがあるもの
画像処理を施したもの

撮影時に露出不足、露出過多のものは不適当です。



露出不足（露出アンダー）
露出過多（露出オーバー）

サングラスやヘアバンド以外にも、顔の器官が隠れるような帽子や衣服、布などの大きめの装飾品等は不適当です。



帽子によって頭部が隠れているもの
マスクで顔の下半分が隠れているもの